



長野県報

1月10日(木)
平成20年
(2008年)
第1929号

目次

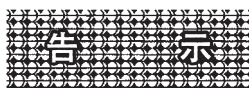
告示

地方税法に基づく特約業者の指定の取消し(2件)(税務課)	2
生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の業務の廃止(地域福祉課)	2
生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の名称の変更(地域福祉課)	2
生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定(地域福祉課)	3
生活保護法に基づく医療扶助のための施術を担当する施術者の指定(地域福祉課)	3
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(長寿福祉課)	3
長野県の感染症の予防のための施策の実施に関する計画の一部改正(健康づくり支援課)	4
文化財保護条例に基づく長野県宝の指定(文化財・生涯学習課)	5

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(NPO活動推進課)	5
国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課)	5
開発行為に関する工事の完了(2件)(建築管理課)	6
一般競争入札(2件)(河川課)	6
一般競争入札(保健厚生課)	8
一般競争入札(2件)(高校教育課)	8

正誤(農地整備課)	10
-----------------	----



長野県告示第4号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成20年1月10日

長野県知事 村井 仁

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社浜田	長野県佐久市岩村田634	平成19年12月28日

税務課

長野県告示第5号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成20年1月10日

長野県知事 村井 仁

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
松代石油販売株式会社	長野県長野市松代町東寺尾2714番地	平成19年12月28日

税務課

長野県告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成20年1月10日

長野県知事 村井 仁

病院、診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
ひばりヶ丘歯科医院	東筑摩郡波田町5268-3	平成19年10月31日
医療法人抱生会丸の内病院	松本市開智2丁目3番50号	平成19年7月31日
医療法人高山内科医院	松本市鎌田1-13-4	平成19年11月5日
大手薬局	諏訪市大手1丁目16番6号	平成19年9月30日
田中クリニック	諏訪市元町18番11号	平成19年10月31日

地域福祉課

長野県告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関から名称が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成20年1月10日

長野県知事 村井 仁

診療所

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
和田整形外科医院	松本市島内5024番地	和田整形外科医院	和田杉本整形外科医院	平成19年5月18日

地域福祉課

長野県告示第8号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成20年1月10日

長野県知事 村 井 仁

病院、診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
追分クリニック	北佐久郡軽井沢町大字追分1074-37	平成19年11月19日
野村デンタルクリニック	諏訪郡富士見町落合11184-14	平成19年11月1日
医療法人ひばりヶ丘歯科医院	東筑摩郡波田町5268-3	平成19年11月1日
医療法人抱生会丸の内病院	松本市渚1丁目7番45号	平成19年8月1日
みやざき薬局	松本市寿中1-8-16	平成19年10月1日
宮下内科循環器クリニック	松本市梓川倭横沢2303-5	平成19年11月29日
しのぎきこどもクリニック	松本市岡田下岡田6-8	平成19年11月17日
小澤メンタルクリニック	松本市浅間温泉1丁目16番23号	平成19年11月29日
豊丘薬局	松本市寿豊丘1519-5	平成19年10月1日
小見山医院	松本市岡田松岡512-1	平成19年11月13日
大手薬局	諏訪市大手1丁目16番6号	平成19年10月1日
田中クリニック	諏訪市元町18番11号	平成19年11月1日
りんどう薬局	須坂市臥竜2丁目13-1	平成19年10月1日

地域福祉課

長野県告示第9号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のように指定しました。

平成20年1月10日

長野県知事 村 井 仁

施術者

氏 名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 住 所	指 定 年 月 日
田 中 由 貴 江	りんどう整骨院	上田市常磐城3-10-2	平成19年11月1日

地域福祉課

長野県告示第10号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成20年1月10日

長野県知事 村 井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
聖母ケアサポート	長野県下諏訪町西高木 10616-10	平成19年12月16日

2 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
聖母ケアサポート	長野県下諏訪町西高木 10616-10	平成19年12月16日

長寿福祉課

長野県告示第11号

平成11年長野県告示第500号（長野県の感染症の予防のための施策の実施に関する計画）の一部を次のように改正します。

平成20年1月10日

長野県知事 村 井 仁

第1の2中「に関する」を「の発生の状況、動向及び原因に関する」に、「とその結果」を「の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報」に改める。

第1の3中「への配慮」を「の尊重」に改め、同3の(1)中「に配慮し」を「を尊重し」に改める。

第1の4中「基づく」を「基づき、また健康危機管理の段階に応じた行動計画等策定及びその周知を通じ、」に改める。

第1の5の(1)中「検査体制や」の次に「社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した」を、「整備する。」の次に「この場合、感染症の発生予防及びまん延防止のための施策に関する国際的動向を踏まえるとともに、感染症の患者等の人権を尊重する。」を加える。

第1の7の(1)中「認識し、」の次に「患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に」を加え、同7の(2)中「診療所」の次に「、病原体等の検査を行っている機関」を加える。

第2の1の(5)を同1の(6)とし、同1の(4)を同1の(5)とし、同1の(3)の次に次のように加える。

(4) 二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症については、感染症の発生予防及びまん延防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、法第14条に規定する指定届出機関からの届出について適切に行われるよう周知を行う。

第2の4を同5とし、同3を同4とし、同2を同3とし、同1の次に次のように加える。

2 結核に係る定期的健康診断

(1) 高齢者、地域の实情に即した疫学的な解析により結核発病の危険が高いとされる住民層、発病すると二次感染を起しやすい職業に就労している者等定期的健康診断の実施が政策上有効かつ合理的であると認められる者については、重点的な健康診断の実施が重要であるとの認識の下、健康診断の受診率の向上を目指す。

(2) 学校、社会福祉施設等その他従事者に対する健康診断が義務付けられている施設のみならず、学習塾、幼稚園、保育所等の集団感染を防止する要請の高い事業所の従事者に対しても、有症状時の早期受療の勧奨及び必要に応じた定期的健康診断の実施等の施設内感染対策を講ずるよう県等が周知を行う。また、精神科病院を始めとする病院、老人保健施設等の医学的管理下にある施設に収容されている者に対しても、施設の管理者は必要に応じた健康診断を実施するよう努める。

(3) 市町村は、定期的健康診断の対象者を定める際には、患者発見率0.02パーセントから0.04パーセントを基準とするが、人口規模が小さく又は結核患者発生数が少なく、患者発見率がその有効性の参酌基準として妥当性が低い場合等は、地域における結核罹患率等に応じて、定期的健康診断の対象者を定める。また、医療を受けていないじん肺患者等に対しては、結核発症の危険性に関する普及啓発とともに、健康診断の受診の勧奨に努める。

(4) 結核の高まん延地域を管轄する市町村は、その实情に即して当該地域において結核の発症率が高い住民層（住所不定者、職場での健康管理が十分とはいえない労働者、海外の高

まん延地域からの入国者等）に対する定期的健康診断その他の結核対策を総合的に講ずるよう努める。

(5) 外国人の結核患者の発生が多い地域における結核対策については、外国語で説明したパンフレットを備えておく等の取組、市町村が特に必要と認める場合には、外国人に対する定期的健康診断の体制への配慮、外国籍県民に対しては、一般の保健施策が提供されにくい場合、関係機関の協力のもと保健所は結核予防対策の提供に努めるものとする。なお、これらの対策を行う際には人権の保護に十分配慮しなければならない。

(6) 健康診断の手法として、寝たきりや胸部の変形等の事情によって胸部エックス線検査による診断が困難な場合、過去の結核病巣の存在により現時点での結核の活動性評価が困難な場合等においては、積極的に喀痰（特に塗抹検査陽性の有無の精査）を活用するよう努める。

第3の1の(1)中「への配慮」を「の尊重」に、「、手続は」を「必要最小限のものとする」とともに、審査請求に係る教示等の手続及び法第20条第6項の規定による意見の陳述の機会の付与を」に改め、同1の(4)中「入院後も」の次に「法第24条の2の規定による処遇についての知事等に対する苦情の申出や、」を加え、同1の(6)及び(7)中「配慮」を「尊重」に改める。

第4の1を次のように改める。

1 感染症指定医療機関における患者に対する医療提供

(1) 第一種及び第二種感染症指定医療機関

患者に対しては、感染症のまん延防止のための措置を講じた上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供する。また、通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を講ずるとともに、患者や家族がいたずらに不安に陥らないように、患者の心身の状況を踏まえつつ十分な説明及びカウンセリング（相談）を行う。

(2) 結核指定医療機関

患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行う。

第4の2の(1)中「なお、本県においては、第一種感染症指定医療機関を指定するまでの間に、一類感染症の患者等が発生した場合は、第一種感染症指定医療機関を保有する都道府県の協力が得られ、患者等の移送が可能な場合にあっては、当該都道府県を通じて、当該感染症指定医療機関に入院治療を委託する。また、病状等から患者等の移送が困難な場合等においては、知事等が適当と認める医療機関に入院させ、国、関係機関の協力を得つつ患者の治療及び感染拡大防止に万全を期すものとする。」を削り、同2の(3)中「及び第二種感染症指定医療機関は」を「、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関は」に改め、同(3)を同(4)とし、同2の(2)の次に次のように加える。

(3) 結核指定医療機関

知事は、結核患者に対する適正な医療を担当する医療機関として、病院等のうち、厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、開設者の同意を得て指定する。

第4の3の(3)中「集団発生した場合」の次に「や新型インフルエンザの汎流行時」を加える。

第4の6を同7とし、同5を同6とし、同4を同5とし、同3の次に次のように加える。

4 感染症指定医療機関以外における医療体制の整備

一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザの汎流行時には、一般医療機関に緊急避難的にこれらの患者が入院することがあるため、必要な対応についてあらか

じめ検討する。

第5中「感染症に」を「感染症及び病原体等に」に改める。

第5の1の(1)中「感染症の発生状況」の次に「及び病原体等に関する情報」を加え、同1の(2)中「疫学的調査」の次に「及び病原体等に関する調査」を加え、同1の(3)中「感染症の調査」を「感染症及び病原体等に関する調査」に、「感染症に関する」を「感染症及び病原体等に関する」に、「感染症の技術的かつ」を「感染症及び病原体等の技術的かつ」に改める。

第5の2中「感染症」の次に「及び病原体等」を加える。

第7中「への配慮」を「の尊重」に改める。

第8の1を次のように改める。

1 緊急時における感染症の発生予防及びまん延防止並びに医療の提供のための施策

(1) 一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合は、県は、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について必要な計画を定め、公表する。なお、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び痘そうについては、別に定める行動計画等によるものとする。

(2) 県等は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を予防するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるようにすることとする。

第9の4を同5とし、同3を同4とし、同2を同3とし、同1を同2とし、同2の前に次のように加える。

1 後天性免疫不全症候群対策

後天性免疫不全症候群（HIV／エイズ）については、「長野県エイズ対策促進事業実施要領」及び「長野県HIV／エイズ対策重点事業計画」等に基づき、正しい知識の普及啓発、保健所等における検査及び相談体制の充実、医療提供体制の整備などの対策の推進を図る。

健康づくり支援課

長野県教育委員会告示第1号

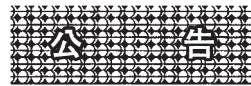
文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項の規定により、次のとおり長野県宝に指定します。

平成20年1月10日

長野県教育委員会

名称	員数	所在地	所有者の名称
長野県行政文書	10,783点	千曲市屋代字清水260-6 長野県立歴史館	長野県

文化財・生涯学習課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年1月10日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成19年12月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアタウン浅間温泉

3 代表者の氏名

水澤 勇一

4 主たる事務所の所在地

松本市浅間温泉3丁目31番28号

5 定款に記載された目的

この法人は、地域が持つ豊かな資源・財産を最大限生かしたコミュニティケアを実現しさらにそこにノーマライゼーション思想を根底に置く福祉コミュニティを実現することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成20年1月10日

長野県知事 村井 仁

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
飯田市	地籍簿及び地籍図	平成18年度から平成19年度まで	飯田市南信濃八重河内の一部	平成20年1月10日
下水内郡栄村	地籍簿及び地籍図	平成17年度から平成19年度まで	下水内郡栄村大字塚の一部	平成20年1月10日
上伊那郡辰野町	地籍簿及び地籍図	平成15年度から平成16年度まで	上伊那郡辰野町大字上島の一部	平成20年1月10日

農地整備課